

あさぎり町人事行政の運営等の状況の公表について(R7. 10 . 1)

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用(令和6年4月2日～令和7年4月1日)

	試験	選考	任期付	再任用(短時間勤務を除く。)	計
一般行政職	7 人	0 人	2 人	0 人	9 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
教育職	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人
計	7 人	1 人	2 人	0 人	10 人

(2) 職員の退職(令和6年度中)

	応募認定退職	定年退職	普通退職	計
一般行政職	3 人	3 人	4 人	10 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人
教育職	0 人	0 人	1 人	1 人
計	3 人	3 人	5 人	11 人

(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由

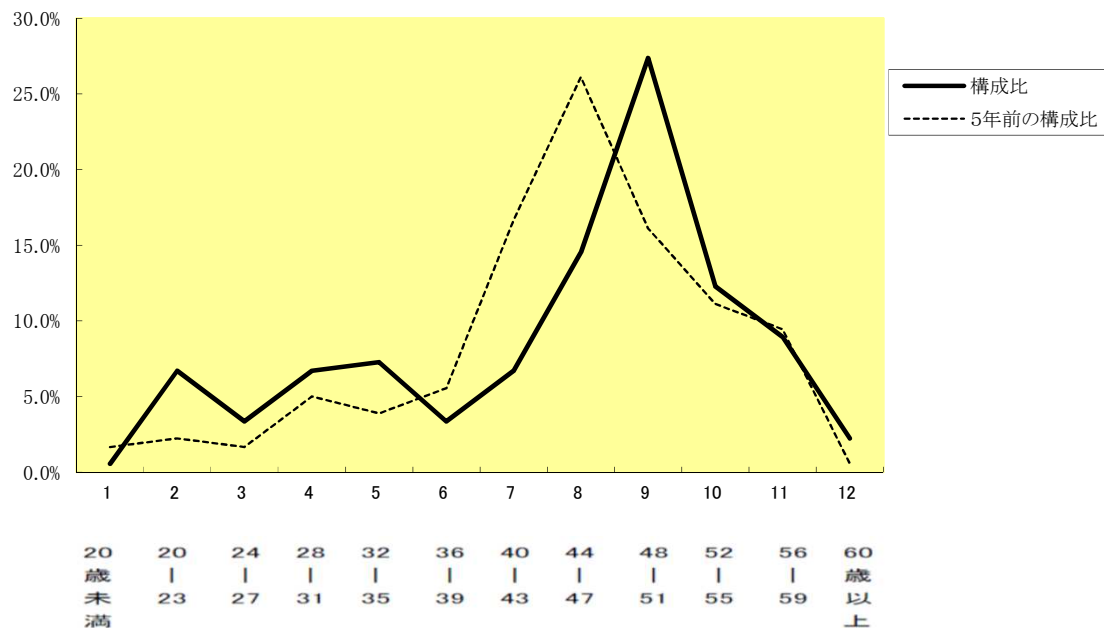
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和7年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	異動による補充なし 異動による補充なし 重層支援及び子ども家庭センターの体制強化
	総務	43	43	0	
	税務	11	11	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	17	18	▲ 1	
	商工	8	8	0	
	土木	9	10	▲ 1	
	民生	35	33	2	
	衛生	18	18	0	
	小 計	144	144	0	[参考] 人口1万人当たり職員数 103.69人
特 別 行 政 部	教育	16	16	0	[参考] 人口1万人当たり職員数 115.22人
	小 計	16	16	0	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	6	6	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	9	9	0	
	小 計	19	19	0	
合 計		179 [220]	179 [220]	0 [0]	[参考] 人口1万人当たり職員数 128.90人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

② 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	9人	8人	8人	12人	11人	12人	28人	44人	24人	16人	3人	179人

(注) 全職員の年齢別職員構成である。

③ 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	過去5年間の増減数(率)
一般行政	145	148	145	147	144	144	▲ 1 (▲ 0.7 %)
教 育	17	17	16	16	16	16	▲ 1 (▲ 5.9 %)
普通会計 計	162	165	161	163	160	160	▲ 2 (▲ 1.2 %)
公営企業等会計 計	18	17	19	19	19	19	1 (5.6 %)
総 合 計	180	182	180	182	179	179	▲ 1 (▲ 0.6 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の割振り		
		始業	終業	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2) 休暇制度の概要

休暇の種類		期間
年次有給休暇		一の年において20日の範囲内の期間
病気休暇		負傷又は疾病があり、その療養のために勤務しないことがやむを得ないと認められる期間(90日以内、結核は1年以内)
特別 休暇	選挙権等の公民権の行使をする場合	必要と認められる期間
	裁判員等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	ドナーとなる場合	必要と認められる期間
	ボランティア活動に参加する場合	一の年において5日の範囲内の期間
	職員が結婚する場合	町長が定める期間における連続する5日の範囲内の期間
	不妊治療で通院する場合	一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の不妊治療である場合は10日)の範囲内の期間
	産前の場合	8週間(多胎妊娠の場合にあつては、16週間)以内に出産する予定である女性職員が出産の日までの請求した期間
	産後の場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	保育時間の場合	生後1年を経過するまで1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあつては、それぞれ30分から配偶者が取得している時間を差し引いた時間)
	生理日の就業が著しく困難な場合	連続する2日以内で必要と認められる期間
	妻が出産する場合	町長が定める期間内における2日の範囲の期間
	育児参加をする場合	妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間における5日の範囲内の期間
	子の看護をする場合	中学校就学前に達するまで一の年において5日(子が2人以上の場合は、10日)以内
	要介護者の短期の介護その他の世話をする場合	1暦年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間
	親族が死亡した場合	1日～7日
	父母を追悼する場合	1日
	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	6月～10月までの期間内で5日以内
	災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	連続する7日の範囲内の期間
	災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認める期間
	災害時に退勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認める期間
組合休暇		1暦年において20日以内(無給)
介護休暇		6ヶ月の期間内において必要と認める期間(無給)

(3) 年次有給休暇の取得状況(令和6年中)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
6,571.0 日	2,411.0 日	179 人	13.5 日	36.7 %

※ 全対象職員は、一般職員のうち年の中途に採用や退職した者、育児休業及び派遣職員等を除く。

(4) 介護休暇の取得状況(令和6年中)

取得者数
0 人

3 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和6年度中)

(1) 分限処分の状況

降任	降級	休職	免職	計
0 人	0 人	1 人	0 人	1 人

(2) 懲戒処分の状況

戒告	減給	停職	免職	計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

4 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められている。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の禁止
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

(2) 営利企業等の従事許可の状況(令和6年度中)

申請件数	許可件数
44 件	44 件

5 職員の研修の状況(令和6年度中実施)

(1) 派遣による職員の能力開発

派遣名	派遣人数	派遣先
熊本県市町村職員研修	1 人	熊本県
熊本県市町村職員研修	1 人	熊本県東京事務所

(2) 全職員を対象とした職員研修

研修名	参加人数	開催日	研修対象
人事評価研修	155 人	令和6年8月1～2日	全職員
ハラスメント研修	190 人	令和7年1月14～15日	全職員

(3) 階層別職員研修

研修名	参加人数	開催日	研修対象
新規採用職員オリエンテーション	7 人	令和6年4月9日	新規採用職員
防災研修	7 人	令和6年6月26日	新規採用職員
公文書作成研修	7 人	令和6年8月27日	新規採用職員
財務会計・財政研修	7 人	令和6年10月29日	新規採用職員
契約研修	7 人	令和6年12月16日	新規採用職員
文化財研修	7 人	令和7年2月6日	新規採用職員

6 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和6年度中実施)

(1) 安全衛生委員会

開催日	参加人数	主な議題
令和6年4月18日	1 人	産業医による職員面談
令和6年6月5日	13 人	安全衛生委員会(厚生事業計画、ハラスメント相談窓口)
令和5年7月	13 人	職場環境調査(巡視)
令和6年10月2日	12 人	安全衛生委員会(職場環境調査結果、職場健診、ストレスチェック)
令和6年10月4日	3 人	産業医による職員面談
令和6年10月8日	4 人	産業医による職員面談
令和6年11月18日	5 人	産業医によるストレスチェック課長別説明
令和6年11月19日	3 人	産業医によるストレスチェック課長別説明
令和7年1月24日	1 人	産業医による職員面談
令和7年1月27日	4 人	産業医による職員面談
令和7年3月12日	1 人	産業医による職員面談
令和7年3月25日	13 人	安全衛生委員会(メンタルヘルス、職員の身体の健康について)

(2) 職員の職場健診の状況

健診種別	実施日	受診者数	健診場所
職場健診	令和6年4月(新規採用)	6 人	公立多良木病院「コスモ」
	令和6年4月から令和7年3月まで	102 人	
人間ドック(共済組合)	令和6年度中	67 人	各健診機関

(3) 公務災害等の発生状況(令和6年度中)

種類	発生件数	事案の概要
公務災害	0 件	
通勤災害	0 件	

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況**① 取得者(令和6年度中)**

	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	R6年度中に新たに取得可能となった職員数	左欄のうち 育児休業等取得者
男性職員	2 人	0 人	0 人	2 人	2 人
	0 人	0 人	0 人		
女性職員	4 人	0 人	0 人	4 人	4 人
	1 人	0 人	0 人		

※ 上段は令和6年度に新たに取得した者、下段は令和5年度から令和6年度にかけて引き続き取得した者の数

② 承認期間(令和6年度中新たに育児休業を取得した職員)

	6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超	合計
男性職員	2 人	0 人	0 人	0 人	2 人
女性職員	2 人	0 人	2 人	0 人	4 人

7 職員の競争試験及び選考の状況(令和6年度中)**(1) 職員採用試験の実施状況**

有

(2) 職員採用選考の実施状況

無

(3) 職員昇任選考の実施状況

課長級	審議員	課長補佐	主幹	参事	合計
4 人	0 人	5 人	3 人	2 人	14 人

8 公平委員会事務を委託している熊本県人事委員会からの報告事項について(令和6年度中)

(1) 不利益処分についての不服申立の審査状況

該当なし

(2) 勤務条件に関する措置要求の審査状況

該当なし

9 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (R6年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度人件費率
令和6 年度	人 13,887	千円 13,355,720	千円 814,819	千円 1,712,192	% 12.8	% 12.3

② 職員給与費の状況(普通会計決算)

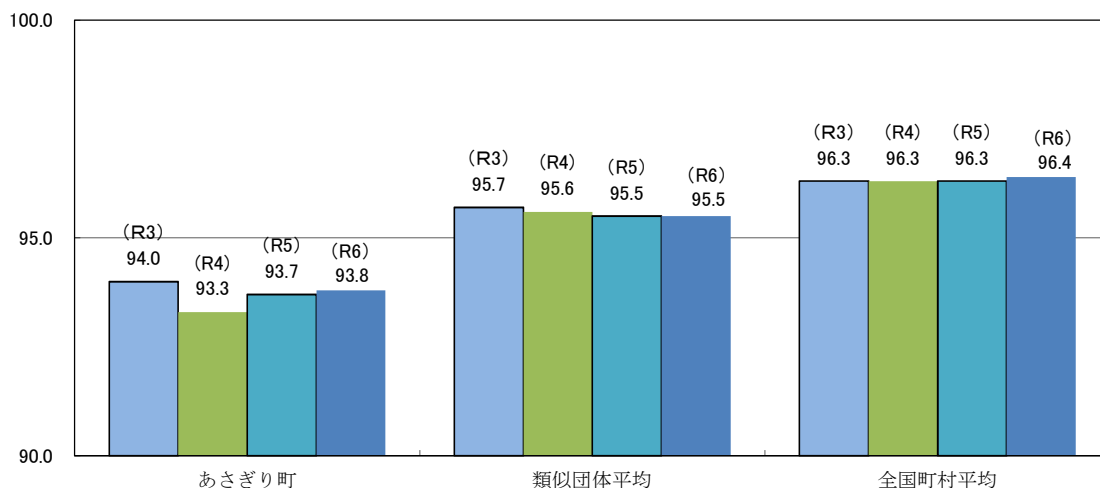
区分	職員数 A	給与費				一人当たり
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費B/A
令和6 年度	人 162	千円 604,697	千円 38,372	千円 254,688	千円 897,757	千円 5,542

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。

③ 特記事項

平成15年4月1日付け廃置分合(合併)

④ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 一般行政職給料表の状況(令和7年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
最高号給の給料月額	258,100	308,500	354,700	386,100	398,200	415,700

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

ア 一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
歳	円	円
44.8	331,941	364,320

(注) 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

② 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	あさぎり町	国
一般行政職	大 学 卒 220,000 円	220,000 円
	高 校 卒 188,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒 — 円	—
	中 学 卒 — 円	—

(注) 国家公務員における括弧書きは、給与特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒 — 円	300,100 円	— 円
	高 校 卒 — 円	276,400 円	310,150 円
技能労務職	高 校 卒 — 円	— 円	— 円
	中 学 卒 — 円	— 円	— 円

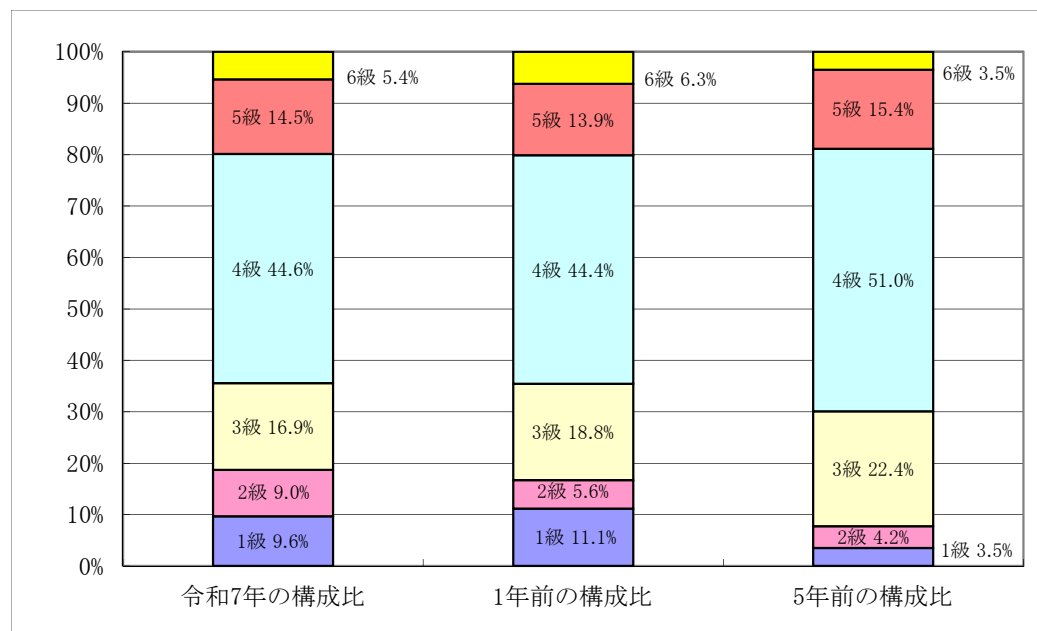
(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務	16人	9.6%
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	15人	9.0%
3 級	参事の職務	28人	16.9%
4 級	課長、室長、局長、審議員、支所長及び課長補佐の職務(5級及び6級に掲げる職務を除く。)並びに主幹の職務	74人	44.6%
5 級	相当の経験を有する課長、室長、局長、審議員、支所長の職務及び課長補佐の職務(6級に掲げる職務を除く。)	24人	14.5%
6 級	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職務	9人	5.4%

(注)1 あさぎり町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映なし

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

あさぎり町(団体平均)	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,629 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (0.96) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(令和7年4月1日現在)

あさぎり町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.66 月分 勤続25年 28.03 月分 勤続30年 34.73 月分 最高限度額 47.70 月分 その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 2%～45%加算 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 70 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.66 月分 勤続25年 28.03 月分 勤続30年 34.73 月分 最高限度額 47.70 月分 その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 2%～45%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		669 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		669 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %

④ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			420 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			60,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			3.9 %
手当の種類(手当数)			2 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額 500円
救護施設しらがね寮勤務手当	救護施設に勤務する職員	救護施設における介護業務に従事したとき	月額 5,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	17,505 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	122 千円
支給実績(令和5年度決算)	23,515 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	160 千円

⑥ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 11,500円 ・配偶者 3,000円 ・父母等 6,500円 (15歳～22歳の子には5,000円の加算)	一部異なる	子の支給額	22,908 千円	266,372 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給(上限27,000円)	一部異なる	上限額	7,410 千円	264,643 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距離に応じ2,000円から31,600円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、150,000円を限度として支給	同	—	4,599 千円	39,308 円
管理職手当	管理職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐(町長が定めるものに限る。)21,000円	同	—	7,200 千円	423,529 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ず同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対し30,000円を基本額とし距離に応じ8,000円から70,000円を加算して支給	同	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対し、4,400円を支給。ただし、救護施設における宿日直勤務については、6,600円を支給	一部異なる	救護施設における支給額	3,455 千円	143,958 円

(6) 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分			給 料		月 額		等
給料	町 副 町 長	長	787,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額		
					900,000	円／	639,000 円
					720,000	円／	550,000 円
報酬	議 副 議 員	長	316,000	円	340,000	円／	252,000 円
			261,000	円	375,000	円／	196,000 円
			237,000	円	243,000	円／	174,000 円
期末手当	町 副 町 長	長	(令和6年度支給割合)				
			2.50	月分			
			(令和6年度支給割合)				
退職手当	町 副 町 長	長	(算定方式)				
			787,000円×在職年数×500/100		(1期の手当額)		(支給時期)
			605,000円×在職年数×290/100		15,740,000円		任期毎
					7,018,000円	任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 公営企業(水道事業)職員の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員 給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に 占める職員給与費比率
R6年度	千円 377,342	千円 16,723	千円 26,643	% 7.1%	% 6.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R6年度	6	千円 14,396	千円 1,661	千円 6,407	千円 22,464	千円 3,744

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

平成15年4月1日付け廃置分合(合併)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
水道事業	38.5 歳	307,250 円	334,959 円

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	
1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,069	千円
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.5 月分	2.1 月分
(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

あさぎり町(水道事業)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.66 月分	24.58 月分
勤続25年	28.03 月分	33.27 月分
勤続30年	34.73 月分	40.80 月分
最高限度額	47.70 月分	47.70 月分
その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置		
2%～45%加算		
(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	788 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	131 千円
支給実績(令和5年度決算)	613 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	102 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 11,500円 ・配偶者 3,000円 ・父母等 6,500円 (15歳～22歳の子には5,000円の加算)	一部異なる	子の支給額	588 千円	98,000 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給(上限27,000円)	一部異なる	上限額	221 千円	36,833 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距離に応じ2,000円から31,600円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、150,000円を限度として支給	同	—	64 千円	10,667 円
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定額を支給。課長・局長34,000円、審議員25,000円	同	—	0 千円	0 円

(8) 公営企業(下水道事業)職員の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員 給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に 占める職員給与費比率
R6年度	千円 554,085	千円 91,273	千円 25,369	% 4.6%	% 4.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R6年度	4	千円 14,807	千円 796	千円 5,714	千円 21,317	千円 5,329

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

平成15年4月1日付け廃置分合(合併)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
下水道事業	40.8 歳	313,325 円	344,386 円

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	
1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,429	千円
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.5 月分	2.1 月分
(-)月分	(-)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5~10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

あさぎり町(下水道事業)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.66 月分	24.58 月分
勤続25年	28.03 月分	33.27 月分
勤続30年	34.73 月分	40.80 月分
最高限度額	47.70 月分	47.70 月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置	
	2%~45%加算	
(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	23 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	8 千円
支給実績(令和5年度決算)	79 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	20 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 11,500円 ・配偶者 3,000円 ・父母等 6,500円 (15歳～22歳の子には5,000円の加算)	一部異なる	子の支給額	276 千円	69,000 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給(上限27,000円)	一部異なる	上限額	0 千円	0 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距離に応じ2,000円から31,600円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、150,000円を限度として支給	同	—	90 千円	22,500 円
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定額を支給。課長・局長34,000円、審議員25,000円	同	—	408 千円	408,000 円